No.

収入印紙	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円以下	500円
500万円以下	1,000円
1,000万円以下	5,000円

工事請負契約書

書面の内容及び裏面の約款をよくお読み下さい。

請負者(乙)
新創サービス株式会社
代表取締役　木下　玉樹
〒520-2141 滋賀県大津市大江2丁目16-10
0120-551-889

契約日　　年　　月　　日

担当者

※太枠線内のみご記入下さい

発注者（甲）	
フリガナ 氏　名	印
住　所 〒　－ 都道 府県	
勤務先名称	
勤務先電話 （　　）　　－	
生年月日 大・昭・平　　年　　月　　日	歳
携帯電話　※携帯電話は工事のことや緊急の際にご連絡させて頂くためにご記載下さい。 （　　）　　－	
自宅電話 （　　）　　－	
FAX TELと同じ□（　　）　　－	
e-mail	

着工予定日　　年　　月　　日	完了工予定日　　年　　月　　日

工事名称	メーカー	仕様(材料・商品名等)	数量	価格

支払方法	支払金額	支払(開始)時期
現金払い(頭金・全額)		年　月　日
銀行振込(頭金・全額)		年　月　日
ローン取組(　　回払) 信販名(　　)		年　月　日

(A)小　計	
(B)消費税	
(C)合　計	

工事保証年数	工事名称	備考
年　(保証書発行:　有　・　無　)		
年　(保証書発行:　有　・　無　)		

※ローンの支払いについては別紙分割契約書に準ずる。

特記事項	同意書の有無　有　・　無

◆クーリング・オフのお知らせ◆

この説明は担当者が口頭にて行います。

郵便はがき
切手
520－2114
滋賀県大津市中野3丁目74－1
新創サービス株式会社 行
●●ご住所
●●ご契約者名(フリガナ)
●電話番号

申込日　○年○月○日
書面受領日　○年○月○日
① 新創サービス株式会社行
② 滋賀県大津市中野3丁目74－1
③ 077-598-1602
④ 契約書ナンバー(右上記載)
右記日付の申込みは撤回、又は契約解除します。

1. お客様(お申込者様)が訪問販売でお申込みされた場合、申込書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。上図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、当社に郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です)
2. この場合お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはなく、既に引き渡されている商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払の義務はありません。又、既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合、速やかにその金額の返還を受けることができます。商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には無償で現状回復を請求できます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げ、そのためお客様が誤認し、又は威迫により困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、お客様相談窓口よりクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

□ 訪問でのご契約の場合、商談に先立って営業目的の明示がありました。
□ クーリング・オフの口頭説明を受け、よく理解できました。
□ 工事保証についての説明を受けました。

年　　月　　日

署　名　　印

会社控